

毎月ご加入
いただけます！

保険医共済会 新グループ保険制度

「新グループ保険制度」は、**万一の場合の死亡・所定の高度障がい保障**と**入院・手術等に対する保障**の2本立てです。

いずれか一方でもお申込みができます。

勤務医の方もご加入いただけます！ぜひ、お申込みください！

万一の場合に備えて
(死亡・高度障がい保障)

グループ保険

〔 団体定期保険
年金払特約付こども特約付 〕

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間
1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定
期間継続してご加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

チェック 欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含み
ます。)により、この商品がご自身のニーズに合致して
いるかご確認ください。

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他
の商品内容はニーズに合致していますか。

ケガや病気等に備えて
(入院・手術等保障)

総合医療保険

〔 総合医療保険(団体型)
家族特約付 〕

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間
1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定
期間継続してご加入いただくことができます。

◆ケガや病気等による入院・手術等の保障

チェック 欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含み
ます。)により、この商品がご自身のニーズに合致して
いるかご確認ください。

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他
の商品内容はニーズに合致していますか。

<グループ保険について>

●昨年より掛金が安くなります。

※平成30年4月1日からの確定掛金と比較した場合。
年齢群団等の前提条件が昨年と同様の場合。

●最高保険金額を上げます。

ご本人さまは保険金額6,000万円までご加入できます。
配偶者さまは保険金額3,000万円までご加入できます。
※ご加入いただける保険金額には年齢による制限があります。
詳細は1～2ページをご確認ください。

申込締切日と効力発生日

更新の場合

平成31年4月1日加入 平成31年4月1日のご加入については以下の取扱いとなります。

申込締切日：平成31年2月8日(金)

効力発生日：平成31年4月1日

毎月加入の場合

平成31年5月1日以降加入 平成31年5月1日以降のご加入については以下の取扱いとなります。

申込締切日：毎月20日 (20日が営業日でない場合は翌営業日とします。)

※「申込書兼告知書」に必要事項を記入・押印のうえ保険医共済会へご提出ください。

※増額は毎月の取扱いが可能です。減額は更新時のみの取扱いとなります。

効力発生日：翌々月1日 (引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「申込書兼告知書」を受理した場合。)

【ご加入例】

平成31年6月16日にお申込みの場合、効力発生日は平成31年8月1日となります。

当パンフレットには保険医共済会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

グループ保険の特徴

ご本人さまは最高6,000万円までの死亡(所定の高度障がい状態)保障！

※ご加入いただける最高保険金額は年齢により異なります。

- 保険年齢70歳まで新規加入いただけます。その後、加入資格を満たすかぎり保険年齢75歳まで継続加入いただけます。
※ただし、保険年齢61歳以上の場合、保険金額に上限があります。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 1年更新の保険ですので、ライフイベントに合わせ、毎年保障額の見直しができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- グループ保険では、保険金の全部または一部を年金として受取ることができます。(ただし、こども特約の保険金は除きます。)

【死亡保険金額4,000万円にご加入、確定年金の定額型をご選択の場合】

受取期間	年金月額	年金受取総額
5年	約66.9万円	約4,015万円
10年	約34.0万円	約4,086万円
15年	約23.0万円	約4,156万円

左記の年金額は、平成30年8月8日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)(*)に基づき計算しております。
実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)(*)をもとに計算されるため、経済情勢などによっては、左記の年金額と異なる(増減する)ことがあります。
(*) 保証期間付終身年金の場合は、予定利率・予定死亡率等に基づき計算されます。

保障額と掛金

< 本 人 ・ 配 偶 者 >

対 象		死亡保険金額(高度障がい保険金額)									
		本 人			配 偶 者						
保 険 年 齢	性 別	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	500 万円
16 歳～ 35 歳 (S58.10.2 生～ H15.10.1 生) 本人 (S58.10.2 生～ H15.10.1 生) 配偶者 (S58.10.2 生～ H15.10.1 生)	男性	5,100 円	4,250 円	3,400 円	2,550 円	2,125 円	1,700 円	1,275 円	850 円	680 円	425 円
	女性	3,180 円	2,650 円	2,120 円	1,590 円	1,325 円	1,060 円	795 円	530 円	424 円	265 円
36 歳～ 40 歳 (S53.10.2 生～ S58.10.1 生)	男性	6,600 円	5,500 円	4,400 円	3,300 円	2,750 円	2,200 円	1,650 円	1,100 円	880 円	550 円
	女性	5,520 円	4,600 円	3,680 円	2,760 円	2,300 円	1,840 円	1,380 円	920 円	736 円	460 円
41 歳～ 45 歳 (S48.10.2 生～ S53.10.1 生)	男性	9,060 円	7,550 円	6,040 円	4,530 円	3,775 円	3,020 円	2,265 円	1,510 円	1,208 円	755 円
	女性	6,840 円	5,700 円	4,560 円	3,420 円	2,850 円	2,280 円	1,710 円	1,140 円	912 円	570 円
46 歳～ 50 歳 (S43.10.2 生～ S48.10.1 生)	男性	13,080 円	10,900 円	8,720 円	6,540 円	5,450 円	4,360 円	3,270 円	2,180 円	1,744 円	1,090 円
	女性	9,780 円	8,150 円	6,520 円	4,890 円	4,075 円	3,260 円	2,445 円	1,630 円	1,304 円	815 円
51 歳～ 55 歳 (S38.10.2 生～ S43.10.1 生)	男性	19,200 円	16,000 円	12,800 円	9,600 円	8,000 円	6,400 円	4,800 円	3,200 円	2,560 円	1,600 円
	女性	13,320 円	11,100 円	8,880 円	6,660 円	5,550 円	4,440 円	3,330 円	2,220 円	1,776 円	1,110 円
56 歳～ 60 歳 (S33.10.2 生～ S38.10.1 生)	男性	27,840 円	23,200 円	18,560 円	13,920 円	11,600 円	9,280 円	6,960 円	4,640 円	3,712 円	2,320 円
	女性	16,980 円	14,150 円	11,320 円	8,490 円	7,075 円	5,660 円	4,245 円	2,830 円	2,264 円	1,415 円
61 歳～ 65 歳 (S28.10.2 生～ S33.10.1 生)	男性			28,520 円	21,390 円	17,825 円	14,260 円	10,695 円	7,130 円	5,704 円	3,565 円
	女性			15,080 円	11,310 円	9,425 円	7,540 円	5,655 円	3,770 円	3,016 円	1,885 円
66 歳～ 70 歳 (S23.10.2 生～ S28.10.1 生)	男性						21,200 円	15,900 円	10,600 円	8,480 円	5,300 円
	女性						10,200 円	7,650 円	5,100 円	4,080 円	2,550 円
71 歳 (S22.10.2 生～ S27.10.1 生)	男性							20,835 円	13,890 円	11,112 円	6,945 円
	女性							10,170 円	6,780 円	5,424 円	3,390 円
72 歳 (S21.10.2 生～ S26.10.1 生)	男性							23,055 円	15,370 円	12,296 円	7,685 円
	女性							11,340 円	7,560 円	6,048 円	3,780 円
73 歳 (S20.10.2 生～ S25.10.1 生)	男性							25,635 円	17,090 円	13,672 円	8,545 円
	女性							12,705 円	8,470 円	6,776 円	4,235 円
74 歳 (S19.10.2 生～ S24.10.1 生)	男性							28,620 円	19,080 円	15,264 円	9,540 円
	女性							14,220 円	9,480 円	7,584 円	4,740 円
75 歳 (S18.10.2 生～ S23.10.1 生)	男性							32,160 円	21,440 円	17,152 円	10,720 円
	女性							15,855 円	10,570 円	8,456 円	5,285 円

【保険金額の上限について】

効力発生日時点の保険年齢が以下に該当する方は、お申込みいただける保険金額に上限を設けております。
各年齢に該当される方で、対象となる年齢の最高保険金額を超える方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合、効力発生日から各年齢の最高保険金額に自動的に減額されますのでご確認ください。(各年齢の最高保険金額を下回る金額での加入を希望される方は、「申込書兼告知書」のご提出が必要です。)

- 保険年齢61歳～65歳の方(本人)
⇒ 最高保険金額は4,000万円です。
- 保険年齢66歳～70歳の方(本人・配偶者)
⇒ 最高保険金額は2,000万円です。
- 保険年齢71歳～75歳の方(本人・配偶者)
⇒ 最高保険金額は1,500万円です。

< こ ど も >

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	400 万円	300 万円
保 険 年 齢	月 払 掛 金 (確 定)	
3 歳～ 22 歳 (H8.10.2 生～ H28.10.1 生)	280 円	210 円

- 掛金は毎月ご登録口座から振替えます。
- 掛金を2カ月間滞納された場合は、最終振替月の末日に遡ってこの保険契約から脱退となります。
- 「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
(例：19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)
- 《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成31年4月1日)から適用します。掛金には制度運営費が含まれております。追加募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、保険医共済会までご照会ください。
なお、掛金は、加入者数が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、平成30年9月25日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

お支払いに関する重要事項など、詳細についてはパンフレット5ページをご参照ください。

保険金の 年金受取り

- 受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。(ただし、こども特約の保険金は除きます。また、年金として受取ることができる保険金には制限があります。)保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

【死亡保険金額4,000万円にご加入、確定年金の定額型をご選択の場合】

受取期間	年金月額	年金受取総額
5年	約66.9万円	約4,015万円
10年	約34.0万円	約4,086万円
15年	約23.0万円	約4,156万円

左記の年金額は、平成30年8月8日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)(*)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)(*)をもとに計算されるため、経済情勢などによっては、左記の年金額と異なる(増減する)ことがあります。
(*)保証期間付終身年金の場合は、予定利率・予定死亡率等に基づき計算されます。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型・ 通増型 (年5%の 単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	基金設定日から1年以内の [2月1日・5月1日・8月1日・11月1日]のいずれかを選択	一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
保証期間付 終身年金	終身 (保証期間 15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

※年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

※保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
《本人》保険医共済会の会員(勤務医の方もご加入いただけます。保険医共済会事務局(支部)に勤務する職員や医師でない理事の方は加入できません。)で
新規加入・増額は、年齢15歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
《配偶者》本人の配偶者で
新規加入・増額は、年齢満16歳以上70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
《こども》本人の扶養するこども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちに子に関する規定を準用します。

＜ご注意＞

- 一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- 会員が保険医共済会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成32年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。
(更新できません。)

この保険契約 から脱退いた だく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、原則1名を、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
複数の死亡保険金受取人を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。
保険医共済会にご請求のうえ、「申込書兼告知書」とあわせて保険医共済会へご提出ください。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

税務上のお取扱い

<掛金>

●制度運営費については、一般の生命保険料控除の対象ではありません。

●主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象です。

※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/>)

※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当グループ保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

●死亡保険金

《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・こども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

●高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

<年金>

●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-年金年額×年金基金充当金/年金支給総額

税務の取扱い等について、平成30年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険金の支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(*2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

●ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入(*1)のお申込みに際し特にご注意ください。

○引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。

・保険契約者の故意。

・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

○引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。

・被保険者の故意。

・保険契約者の故意。

・高度障がい保険金受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

(*1)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

(*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合に限りです。

(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となります。

○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)(または保険金受取人が、保険金(死亡保険金)の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。))を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含みます。))をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。))があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

総合医療保険の特徴

ケガや病気等による1泊2日以上の入院、手術等を保障！

- ケガや病気等により1泊2日以上継続入院をされた場合、1日目から入院給付金をお支払いします。
(1回の入院について124日分、通算1,095日分までお支払い)
※詳細は、以下の「主な保障内容」をご確認ください。
- 保険年齢70歳まで新規加入いただけます。その後、加入資格を満たすかぎり保険年齢75歳まで継続加入いただけます。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。＜対象外の手術の例＞・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、当パンフレット8ページ「法令等の改正に伴う変更」、9ページ「給付金の支払事由」、17～18ページ【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに21～23ページ【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 以下からご希望の入院給付金日額をお選びください。
 配偶者・こどものみで加入することはできません。
 配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

	本 人 ・ 配 偶 者		こ ども
入院給付金日額	10,000円	5,000円	5,000円

＜ 本 人 ・ 配 偶 者 ＞

入院給付金日額	10,000円	5,000円
入院給付金額	日額10,000円×入院日数	日額5,000円×入院日数
入院療養給付金額	入院給付金日額×5	
手術給付金額	入院給付金日額×20 (ただし、外来・日帰り手術は×5)	
放射線治療給付金額	入院給付金日額×10	
保 険 年 齢	月 払 保 険 料 (概 算)	
16歳～19歳* (H11.10.2 生～ H15.10.1 生)	1,510 円	755 円
20歳～24歳 (H 6.10.2 生～ H11.10.1 生)	2,220 円	1,110 円
25歳～29歳 (H 1.10.2 生～ H 6.10.1 生)	2,720 円	1,360 円
30歳～34歳 (S59.10.2 生～ H 1.10.1 生)	2,970 円	1,485 円
35歳～39歳 (S54.10.2 生～ S59.10.1 生)	3,090 円	1,545 円
40歳～44歳 (S49.10.2 生～ S54.10.1 生)	3,360 円	1,680 円
45歳～49歳 (S44.10.2 生～ S49.10.1 生)	3,970 円	1,985 円
50歳～54歳 (S39.10.2 生～ S44.10.1 生)	5,120 円	2,560 円
55歳～59歳 (S34.10.2 生～ S39.10.1 生)	6,710 円	3,355 円
60歳～64歳 (S29.10.2 生～ S34.10.1 生)	9,170 円	4,585 円
65歳～69歳 (S24.10.2 生～ S29.10.1 生)	12,390 円	6,195 円
70歳 (S23.10.2 生～ S24.10.1 生)	15,640 円	7,820 円
71歳 (S22.10.2 生～ S23.10.1 生)	16,910 円	8,455 円
72歳 (S21.10.2 生～ S22.10.1 生)	18,210 円	9,105 円
73歳 (S20.10.2 生～ S21.10.1 生)	19,480 円	9,740 円
74歳 (S19.10.2 生～ S20.10.1 生)	20,760 円	10,380 円
75歳 (S18.10.2 生～ S19.10.1 生)	22,040 円	11,020 円

* 配偶者の方はH11.10.2生～H15.4.1生

＜ こ ども ＞

入院給付金日額	5,000円
入院給付金額	日額5,000円×入院日数
入院療養給付金額	入院給付金日額×5
手術給付金額	入院給付金日額×20 (ただし、外来・日帰り手術は×5)
放射線治療給付金額	入院給付金日額×10
保 険 年 齢	月払保険料(概算)
0歳～22歳 (H 8.10.2 生～)	965円

- 保険料は毎月ご登録口座から振替えます。
- 保険料を2カ月間滞納された場合は、最終振替月の末日に遡ってこの保険契約から脱退となります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
 (例：19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)
- 記載の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は平成31年4月1日)から適用します。追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、保険医共済会までご照会ください。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
《本人》公的医療保険制度に加入している保険医共済会の会員(勤務医の方もご加入いただけます。保険医共済会事務局(支部)に勤務する職員や医師でない理事の方は加入できません。)*で
新規加入・増額は、年齢15歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
《配偶者》本人と生計を一にする配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満16歳以上70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
《子ども》本人と生計を一にする子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

<ご注意>

- (1)一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)会員が保険医共済会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成32年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。
(更新できません。)

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

受取人

- 本人(主たる被保険者)・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

税務上のお取扱い

<保険料>

- 実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料は、原則として介護医療保険料控除の対象となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/>)
※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

- 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、非課税です。
※主たる被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、平成30年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「支払事由等」といいます。)*にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。



給付金の支払事由

【入院給付金】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合に限りします。
 - ①加入日(※)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合
 - ※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限りします。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、2日以上継続して入院をされた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(※)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(※)からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。
 - ※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限りします。
- (※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。以下「加入日(※)」については同じ内容を表しています。
- ・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- ・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取り扱いいたします。
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】

- ・お支払いは、入院給付金の支払われる入院をされた場合に限りします。
- ・すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限りします。
 - ①加入日(※)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(※)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(※)からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。
- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限りします。
 - ①加入日(※)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(※)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(※)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(※)からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。
- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- ・お支払いは、加入日(※)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合に限りします。
- ・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術に限りします。
- ・すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は21～23ページ【ご加入のみなさまへ】をご覧ください。

グループ保険・総合医療保険共通

制度運営および引受保険会社

- 当制度は保険医共済会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約ならびに家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成30年7月30日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社 (66.5%) (事務幹事会社)
三井住友海上あいおい生命保険株式会社 (13.0%)
太陽生命保険株式会社 (7.0%)
明治安田生命保険相互会社 (5.5%)
三井生命保険株式会社 (5.0%)
富国生命保険相互会社 (3.0%)

- 総合医療保険(団体型)契約の〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

- 保険医共済会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

個人情報の取扱いに関する保険医共済会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、保険医共済会(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～グループ保険における死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

■ 団体お問合せ先

保険医共済会

TEL: 06-6563-6681

〒556-0021

大阪市浪速区幸町1-2-34 (大阪府保険医協同組合会館内)

■ 日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社 本店公務部

TEL: 06-6209-6188

※お問合せの際には、記号証券番号(グループ保険: 932-6263、総合医療保険: 900-95025)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしていません。)]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「障がい」の表記

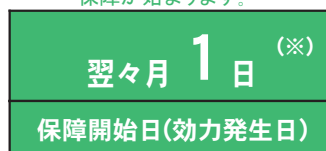
- 当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

追加募集のお申込み方法とご契約スケジュール

毎月20日が保険医共済会の締切日です。

翌月に掛金(保険料)を口座振替します。

保障が始まります。



(※)引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「申込書兼告知書」を受理した場合。

グループ保険【契約概要】

団体定期保険 年金払特約付こども特約付

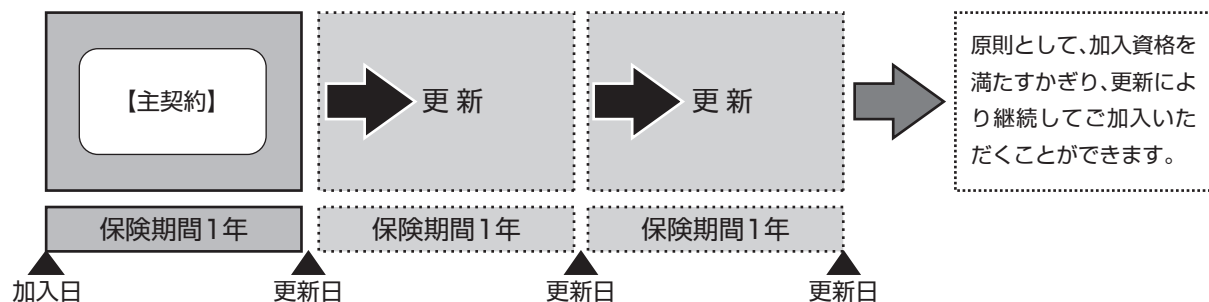
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所（「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」を含みます。）等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1. この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間 1 年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。

しくみ図(イメージ)



2. 主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になった場合

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

※保障額の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

3.保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
※保険料の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

- 本 人 : 保険医共済会の会員(勤務医の方もご加入いただけます。保険医共済会事務局(支部)に勤務する職員や医師でない理事の方は加入できません。)で新規加入(増額)は、年齢15歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 配 偶 者 : 本人の配偶者で新規加入(増額)は、年齢満16歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- こ ども : 本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
- ※配偶者・こどものみで加入することはできません。
※年齢は効力発生日現在の年齢です。
※加入資格の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成32年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

6.受取人

- 受取人の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りに出来ない場合があります。

8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
※引受保険会社の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

10.ご相談窓口等

- 手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく当パンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所(「契約概要」・「正しく告知いただくために」)を含みます。)等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。
- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、または当パンフレットに記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4.保険金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。
例えば、
 - (1)次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - (2)高度障がい状態の原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合
 - ・高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日(*)以後に生じた場合に限りま
 - (3)告知義務違反による解除(注)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - (4)詐欺による取消(注)の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (5)不法取得目的による無効(注)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (6)保険契約が失効(注)した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
 - (7)重大事由による解除(注)の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。
 - ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)*または保険金受取人が保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)*を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)*をしたとき
 - ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)*があつたとき

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
 (注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 本人の配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.共同取扱契約

- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
 なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
 (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9.保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
 (<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく当パンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 (「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療保険【契約概要】

総合医療保険(団体型) 家族特約付

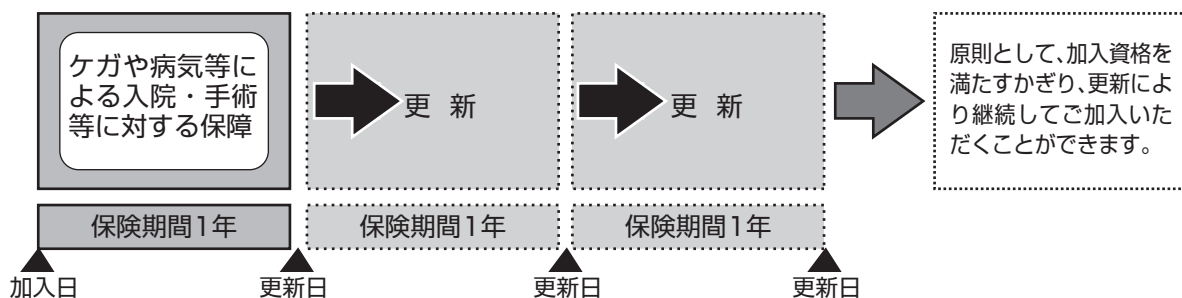
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所(「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」)を含みます。)等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1. この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。保険料は更新時の保険年齢等により変更します。

しくみ図(イメージ)



2. 主な保障内容と保障額

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額×5	通算30回 ※3
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額×20	—
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額×5	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額×10	通算なし (60日の間に1回)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

※保障額・保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、当パンフレット(「ご加入のみなさまへ」)を含みます。)等の該当箇所を必ずご確認ください。

3.保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
※保険料の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

- 本 人：公的医療保険制度に加入している保険医共済会の会員(勤務医の方もご加入いただけます。保険医共済会事務局(支部)に勤務する職員や医師でない理事の方は加入できません。)で新規加入(増額)は、年齢15歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 配 偶 者：本人と生計を一にする配偶者の方で新規加入(増額)は、年齢満16歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- こ ど も：本人と生計を一にするこどもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。
※配偶者・こどものみで加入することはできません。
※年齢は効力発生日現在の年齢です。
※加入資格の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成32年3月31日までです。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

6.受取人

- 受取人の詳細は当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく当パンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

総合医療保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所(「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」)を含みます。)等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1. クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

2. 告知に関する重要事項

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知したことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。
- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3. 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、または当パンフレットに記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4. 給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
例えば、
(1) 次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
・ 保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・ 被保険者の犯罪行為によるとき
・ 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・ 被保険者の薬物依存によるとき
・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
- (2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
- (3) 告知義務違反による解除(注)の場合
・ 引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
- (4) 詐欺による取消(注)の場合
・ 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5) 不法取得目的による無効(注)の場合
・ 保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6) 保険契約が失効(注)した場合
・ 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
- (7) 重大事由による解除(注)の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金を詐取する目的または、他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- 以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
 - ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

(注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.法令等の改正に伴う変更

- この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)(にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9.給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく当パンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために

団体定期保険・総合医療保険(団体型)セット

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者で本人があらひのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分に確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。

たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

ただし、総合医療保険(団体型)の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

【団体定期保険】

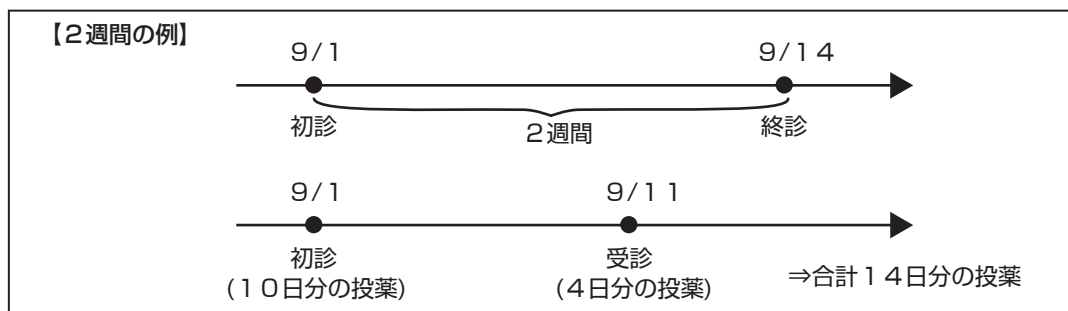
1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

【総合医療保険(団体型)】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことはありますか。

<補足説明>

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間(※)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(※)以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(※)以上の場合や、合計2週間(※)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(※)以上」となります。
※総合医療保険(団体型)の場合は、7日間となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・ 妊娠(正常)による入院
 - ・ 健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容とおりでお引受けできることもあります。
- 「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。利用される場合があります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(※1)
入院給付金	ケガや病氣、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(※1)
放射線治療給付金	放射線治療(※2)を受けたとき	入院給付金 日額 × 10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

※1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り、ます。

※3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること

医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することとします。

(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

③1泊2日以上の継続した入院であること

④別表3に定める病院または診療所における入院であること

(2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき

①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)

②1泊2日以上の継続した入院であること

③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

(1)2回以上入院をされた場合

・入院給付金について

それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

・入院療養給付金について

すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払いします。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)

(2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合

入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(3)入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること

(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
- ③次の(a)(b)いずれかの手術であること
(a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。
(i) 創傷処理
(ii) 皮膚切開術
(iii) デブリードマン
(iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
(v) 外耳道異物除去術
(vi) 鼻内異物摘出術
(vii) 拔牙手術
(b)先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
(i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
(ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検査を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
- (2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1)同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2)一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
(1)その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- (3)次のいずれかの放射線治療であること
①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

- 入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

III. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
(1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
・その被保険者の犯罪行為によるとき
・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
(注1)家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
(注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払ないことがあります。
以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
・地震、噴火または津波によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
 - ・当社所定の『給付金請求書』
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - ー 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
 - ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・すでに**退院**していること。
 - ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- (2)手術給付金をご請求いただく場合
 - ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

＜以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。＞

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - ー 事故状況報告書
 - ー 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・海外の病院または診療所の場合
 - ー 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、**海外の医療施設が証明する診断書** ※診断書の和訳文も添付願います。
 - ー **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

＜ご注意＞

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。))および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱いします。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。))をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
 なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
 ※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 A病院にて入院の後、手術のため
 B病院へ転院した。その後経過良
 好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースがみられます。
 転院前のA病院での入院期間（2日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 入院を伴わない手術は支払いの対
 象にならないと思い、手術給付金
 の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認ください代表的な事例をあげたものです。
 保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

「申込書兼告知書」記入要領

＜お申込み手続き＞

- 新規に加入される方、内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」(総合医療保険にご加入の方のみ)等を含みます。)をよくご確認のうえ、「申込書兼告知書」を返信用封筒に入れて、保険医共済会へご提出ください。
- 内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、ご提出いただく書類はありません。
※今回加入対象外となる方は、脱退のお手続きが必要です。

＜グループ保険の死亡保険金受取人について＞

- 本人
死亡保険金受取人を本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から1名ご指定ください。
※以下の場合、「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。保険医共済会にご請求のうえ、「申込書兼告知書」とあわせて保険医共済会へご提出ください。
 - ・複数の死亡保険金受取人を指定される場合
 - ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合
(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。)
- 配偶者・子ども
死亡保険金受取人は、本人(主たる被保険者)です。

★必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

申 込 書 兼 告 知 書

パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入効力時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項(「契約概要」・「注意喚起情報」を含む)、医療保険保険契約内容登録制度および個人情報取扱の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入(変更)を申込みます。なお、告知内容は事実と相違ないことを確認しました。

裏面の「お申込みにあたって」をご確認のうえ、以下に記入ください。

地区コード		所属コード		会員コード		申込日(告知日)		申込締切日		効力発生日	
76		31		46		310205				年 月 日	
家族区分	被保険者氏名 (カタカナで記入ください)	性 別	生 年 月 日	グループ保険 保 険 金 額 (万円)	総合医療保険 入院給付金日額 (円)	保 険 金 額 (万円)	申 込 印 (告知印)				
00	ホケンイ イチロウ	男	450627	3000	10000	*	保険医				
氏 名 (カタカナで記入ください)		続 柄	人数	現在の加入金額							
ホケンイ ハナコ		1	1	1500 5000							
01	ホケンイ ハナコ	女	500104	1000	5000	*	保険医				
氏 名 (カタカナで記入ください)		続 柄	人数	現在の加入金額							
ホケンイ サクラ		1	1	400 5000		保険医					
02	ホケンイ サクラ	女	140217	400	5000	*	保険医				
氏 名 (カタカナで記入ください)		続 柄	人数	現在の加入金額							
		1	1								
告知欄		新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。 ※主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。 ① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合。 ② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。 【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)】 グループ保険: ホケンイ ハナコ 総合医療保険: ホケンイ ハナコ									

氏名はカタカナで記入ください。
性別・生年月日も忘れずご記入ください。

グループ保険
新規に加入される場合、本人の死亡保険金受取人をご指定ください。氏名はカタカナで、続柄コード(「申込書兼告知書」裏面参照)・人数は数字でご記入ください。

配偶者・子どももお申込みされる場合、ご記入ください。

本人(主たる被保険者)が新規加入・増額を希望する申込者の告知をとりまとめるうえ、1または2に○印をご記入ください。
【1に○印】
 申込者全員の質問事項(「申込書兼告知書」裏面記載)に対する答えが全て「いいえ」となる場合
【2に○印※】
 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合
 ※【「はい」の答えがある申込者氏名】欄に該当者の氏名をカタカナで記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

告知日として重要です。「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

必ず押印ください。本人・配偶者は別の印を押印ください。

総合医療保険の「入院給付金日額」は、7ページの保障額から選択のうえ、右づめでご記入ください。(脱退される場合は、「0」を右づめでご記入ください)
 ※配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

グループ保険の「保険金額」は、1～2ページの保障額から選択のうえ、右づめでご記入ください。(脱退される場合は、「0」を右づめでご記入ください)
 ※配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。